

宮中における「左義長」考

——徒然草一八〇段「さぎちやう」と「ほふじやうじゆ」について——

櫻井靖久

一、「さぎちやう」について

『徒然草』の中で兼好が「さぎちやうの語源とそのはやしことば」を考証するのが、一八〇段である。ところが、この章段は短いうえに説明不足であるので、全体に何を言っているのか、よくわからない。三木紀人は「あまりに断片的すぎて現代人の感興を呼ばない記事だが、昔の都人にとっては耳を傾けられる指摘だったはずである」という。「さぎちやう」そのものは、現代でも民間に行われている「どんど焼き」のことである。行事そのものは身近に感じられるものであるけれども、宮中即ち内裏で行われた中世、もしくは古代に起源を持つ「さぎちやう」はどんなものであったのか、考察を加えてみる。

まず、徒然草一八〇段を、「烏丸光広本」の原文と最も丁寧な現代語訳を付す松尾聡の文で掲げる

さぎちやうは、正月しぎくわつに打ちたるぎちやうを、真言院より、神泉苑へ出だしてやきあぐるなり。「法成就はふじやうじゆの池にこそ」と

はやすのは、神泉苑の池をいふなり。

現代語訳（宮中で行われる）さぎちやうは、（宮中で）正月（の遊戯のおり）に打って（遊んで）いる毬杖まぢやうを、（内裏の西、中和院をへだててある）真言院（にあつめて、そこ）から、神泉苑へ出して焼きあげるのである。（その焼きあげるときに、人々が）「法成就はふじやうじゆの池にこそ」と言ってはやす（が、その法成就の池というのは何のことか現代の人は知らないで、ただはやすしているけれど）その池は神泉苑の池というのである。

「さぎちやう」は現在民間の年中行事の「左義長さぎちやう（どんど焼き）」として、一月十五（十四）日の夜に、正月の松飾りや注連しめ縄等を集めて堆なわく盛り上げて、燃やす行事として行われている。宮中ではどう行われたか『角川古語大辞典』で見ると、

正月十四日の夜から十五日にかけてと、十八日の二度にわたって行われた（中略）宮中では清涼殿の東庭で行われ、十五日は吉書きしよの左義長さぎちやうといい、青竹を束ねて立て、これに扇子あふぎ・短冊・書き初めなどを添え、陰陽師おんやうしが集り、鬼面おにまへや赤熊あかぐまの

面をつけ、歌いはやして焼いた。十八日には松まつばやし囉子らしが合わせて行われることが恒例となった。^③

それぞれの注釈書によると、「さぎちよう」の語源は不明であるとする。西尾実まことは「左義長・三毬杖・三及打なども漢字を宛てて記されているが、意味は未詳」、松尾聡さとしは「普通『左義長』と書くのはあて字で、『三毬杖』または『三毬打』が正しいといわれるが、その『三』は何の意味であるか確かでない」、三木紀人は「左義長」「三毬杖」などと多様に書かれるが、いずれも当て字らしく、意味は未詳」、橋純しん一は「普通に左義長と書くが、三毬杖、三毬打、爆竹などと当て、火祭りである」^④。一方において、民俗学の方では、より具体的な形で解答している。

「サギチヨウ」というのも、毬杖という祝棒が、用いられなくなったため、不明なのだが、本来はただ簡単に、三本の竹または木の棒の頭部を、結んで三脚にして、裾をひろげ立てたのが三毬杖で、関東地方では、臨時の火釣かけや鍋かけ、物干竿の脚とし、刈稻を架け干す稲架、また広く焼畑の占有標の一つにもすれば、新墓の上、火葬跡には、鎌・石（サギツチヨイシ）を藁縄でその頂から吊る（略）のである。これらは中世以後の作法であり、三本丸太を結び合わせて、火祭りの小屋を組んだからの名で、山から伐り出した木で造ったが、爆音をきく目的で竹を用いるようになったのだ。

この『日本民俗語大辞典』の説明を「言葉の変化」という視点で確認する。手がかりとしては『日本方言大辞典』の「方言」によって言葉の広がりを見る。「さぎちちよ」の項目による。

- ①刈り取った稲を架ける木。稲架いなさ。《さぎちちよ》とも。
- ②竹または棒などを結び立てて作った、自在かきなどを掛けるための三脚。《さぎちちよ》《さんぎりちよ》③樹木が倒れないようにする支えの木。④埋葬前の墓前に木を差し渡し、まん中に小石を下げたもの。《さぎちちよ》《さんぎんちよ》⑤葬送の日、一杯飯を炊くために組んだ三本の竹または木。《さんぎ》⑥一月十五日に小豆がゆで木の実ることを祈ること。

最後の⑥は上元（一月十五日）の日のもう一つの行事をさしている。基本的に①から⑤の意味するもの、そして具体的構造は共通である。

それでは、宮中行事である「さぎちやう」の語源は何か。民俗学の知識を借りるならば、語義的に構造的に「三木」は動かない所である。即ち「三本の竹または木の棒の頭部を結んで三脚にして、裾を広げ立てた」ものである。それを「三毬杖」とすると、松尾聡は「毬杖を三つ立てて作ったという説があるが、想像説にすぎない」と一蹴する。確かに「さぎちよう」をそのまま「毬杖」と当てるのは問題がある。語源から考えれば、「さ（ん）ーぎちやう」ではなく「さ（ん）ぎーちやう」である。それならば「ちやう」とは何か。私はそれを「挺もちう」という接尾語の助数詞と考えた。「挺」は「墨・槽・銃・ろうそくなど、細長いものをかざえることば」『三省堂国語辞典』である。つまり、「三木」+「挺」と熟語化するにあたり、促音化すれば「さんぎちちよ」となり、撥音化すれば「さんぎんちよ」となり、言いやすく丁寧化すれば「さんぎりちよ」となる。更に縮約化されると「さぎちちよ」

「さざちよう」「さざつちよー」と変化する。私は「さざちよう」の語義と変化をこう考える。漢字では「三本挺」が「三稜杖」「左義長」と書かれ、竹が使用されるになって「爆竹」とも書かれるようになった。

更に、「さざちよう」には、もう一つの特徴がある。今まで述べたのは「下部構造」である。「その一本が、中空に長くつき抜け出ている、歳神の昇降用(憑代)⁽¹¹⁾」とする「上部構造」を持つのである。これは現在の「左義長」の現物に接するか、写真で見れば納得する。

しかし、近世以前、あるいは内裏においては、この「神の憑代となる」上部が特化していたのではないかと思われる図がある。安良岡が引用する『京洛月次風俗扇流図屏風』⁽¹²⁾に描かれている「左義長」にそれは見える。中央に描かれる陰陽師達によって囲まれた左義長は、下部構造の三本竹が見える。特徴的なのはその上部である。例えていえば、クリスマスツリーの樅の木に、五重塔の上の「九輪と水煙の筒」を冠せたイメージである。そしてこれがたまたまでないのは、同図の左上に置かれた九つの中小の左義長が全て同じ構造になっていることとわかる。小は高さの $\frac{1}{2}$ 、中は高さの $\frac{3}{4}$ の筒の頭部が冠せてある。

また、現在でも建築学の用語で「左義長柱」という言葉が使われている。これは五重塔などの塔上部の相輪(水煙・九輪等)の基部である露盤を支える所の内部の四本の柱のことをいうのだが、神の憑代である上部を筒のように持つ引用の図の左義長と、左義長柱は奇妙に暗合するところがある。因みに「左義長柱」は「爆竹柱」ともいう。

神奈川県大磯町で左義長は、国指定の重要無形民俗文化財に指定されており、毎年九基の左義長が作られ、それぞれ九ヶ所の「さいと(道祖神)」を代表する。その左義長は「さいと」の塔⁽¹³⁾と呼ばれる。頭頂部が神の憑代となるので、「塔」と呼ばれるのである。現代の左義長は、下部にあたる三本組みの構造は崩れており、ただ堆く正月用品を積みあげ、網などで巻き、塔のように盛りあげている。それでも、その一番上に竹や木あるいは縄状のものが一本天空さして突きあげている。即ち、神が降臨する憑代は欠けていない。

現在の左義長の祭は、書き初め等が高く舞いあがるとよいことがあり、その爆竹音が大きく、明るく燃える年ほど、よい年になるという⁽¹⁴⁾。

それでは、宮中の左義長はどのように行われるかを見る。正月十五(十四日夜)日、場所は清涼殿の東庭に左義長は設置される。まず内侍が御剣を持ち御座に先に行く。そして御吉書(天皇の書き初め)を硯の蓋に据えて持つ内侍は天皇の後に従う。天皇が座にお着きになる。先の内侍は御座に剣を置く。後の内侍は御吉書を簾の下から差し出す。それを蔵人が受け取り、修理職のものに渡す。修理職は受け取り、左義長に御吉書を入れて戻す。蔵人は御前の燭台のろうそくを取り、修理職に与える。修理職は左義長に火をつけて、ろうそくを蔵人に返す。蔵人は燭台に戻す。左義長が燃え上がれば、牛飼丁等は声をあげて囀す。果てて終われば、左義長の燃え残りの竹二本を硯の蓋に据えて差し出す。蔵人がこれを受けて、簾の下に差し出す。内侍がこれを受け取り、天皇の御前に置く。そして左義長は終わり還御される⁽¹⁵⁾。

またこの時には、清凉殿の南にあたる「長橋廊下にて公卿殿上人列座¹⁵」ともある。

更に、左義長を焼き上げる時は陰陽師が何人かで囃すのであるが、陰陽師は「烏帽子素袍ヲ著シ、扇ヲ持テ」「又陰陽師兩人麻上下ヲ著シ」「(陰陽師同士) 立向囉^レ之」「次ニ鬼面ヲ掛タル童子一人(中略) 舞曲ヲナス」、「次ニ面ヲ懸赤キ頭ヲ被リタル童子二人、太鼓ヲ持テ舞曲ス」、「次金烏帽子二人大口ヲ著シ、小キ羯鼓ヲ掛テ打^レ鳴之舞曲ヲナス」「笛一管小鼓一挺半上下ヲ著シタル者打^レ鳴之舞曲ヲナス」とあるので、笛太鼓等で大分にぎやかなものであったことが想像される。「又焼上ル左義長ノ数八十二三節也²⁰」ともあるので火祭としての規模や見応えもあつたと予想される。そして「今日も雜人拝見を入る、なり」ともあるのである。内裏の祭ではあつても、見物人が居たことが伺われる。

宮中の内裏で行われる「十五日の左義長」は別名「御吉書の左義長」と呼ばれており、「御吉書」を作法に従つて燃やす儀式であり、天皇御一人のための祭となつている。それ故にそこで左義長として燃やされるものに、正月飾りの注連縄や門松類はともかく、正月の行事に使用したとはいへ、毬杖の杖はふさわしくないように見える。

二、「ぎちやう」について

徒然草本文の「ぎちやう」は、現在「ぎつちやう」とされる。

「ぎつちやう」は毬^{たま}を打つ用具の名称で、それから転じて「打毬」のこを意味する。「打毬」は『日本国語大辞典』に「ポロ

に似た騎馬競技で、その道具にちなんで毬杖ともいう」とあるが、『日本国語大辞典』の「打毬杖」には「騎馬による打毬のとき、き毬をすくいとするのに用いる又手網のような長い棒。徒歩による打毬のときは先端を曲げた棒を用い、毬杖という」とある。

騎馬打毬の様子は『宇津保物語』の「祭の使」に描かれる。

騎射果てて、舍人ども駒形ワきて(舞い遊ば)、舞ひ遊ぶ。あるじのおとど、大いなる毬を舍人どもの中に投げ出だし給ふ。舍人ども毬(杖)を持ちて遊びて打ち、勝ちては舞ひ遊ぶ。

一方で「徒歩打毬」の様子は、正倉院宝物「花氈(文様入り毛氈)」に「打球(タリケツト)に似た競技」の姿を織り込んでいる。子供が競技する様子としては、「年中行事絵巻」に、十数人の児童が、門松の立つた屋敷の前で、ユズリ葉を身にまとい、毬杖をふり回している図が描かれている。

しかし、打毬の競技は元々貴族の遊びであり、春(正月)の行事として行われるものであった。『万葉集』巻六・九四九の左注に、

神亀四(七二七)年正月、数王子及び諸臣子等、春日野に集ひて、打球(だまきう)の樂を作しき、とある。

更に『類聚国史』には、弘仁三(八一二)年一月に渤海国使の打毬に「かけ」として綿二百屯を賜わたつたことが見えるように、唐のころに行われた国際的な競技であり、皇族・貴族等の関心が非常に高かったことがわかる。

子どもの遊びとしての「毬杖」は、『枕草子』の百三十七段に、

毬杖を作るために桃の木の枝を奪いあう姿が描かれる。

いとほそやかなる童の狩衣はかけ破りなどして、髪うるはしき（引用者注）が、（桃の木に）登りたれば、ひきはこへたる男児、また小脛にて半靴はきたるなど、木のもとに立ちて、「われに毬杖切りて」など、乞うに、また、髪をかきげなる童の、相など綻びがちにて、袴姿えたれど、よき桂着たる、三四人来て、「卯植の木のよからむ切りて下ろせ。御前にも召す」などいひて、下ろしたれば、奪ひしらがひ取りて、さし仰ぎて「われに多く」などいひたるこそをかしけれ。

この文章に描かれているように、子どもの遊びとしての「毬杖」と「玉」は子どもの自作であり、大人が手伝うことがあったとしても素人製作であるので、正月の季節のものとして作られ、遊びの時期が終われば、諸家の左義長において他の正月用品とともに焼きあげられることは考えられる。

しかし、貴族の競技のものとしての毬杖、例えば渤海国使と競技した時の毬杖など焼くだろうか。更に『平家物語 卷十二 六代被斬』に文覺から「乃丁（ころも）冠者」と呼ばれる後鳥羽天皇の「毬杖」を節会の料に燃やすかは、疑問である。私はそういうことはしないと考える。現代の例でいえば、野球のバットとボールである。ボールは消耗品であり、バットは耐久品である。現代の感覚でいえば、ボールを焼くことはあってもバットは焼かないと考える。

現代の註釈では、この「ぎちやう」の註釈については、本文の流れに関係なく「毬杖の杖」の説明をするか、全て「毬杖の杖を焼くこと」に関係させている。橋純一の注釈のみが「諸説あるが

不明。愚案では吉書の訛か。ここでは焼きあげる材料の竹など」とする。

また松尾聆は、橋説を疑問ながら引用する。

それ（引用者注）（ぎちやう）と真言院との関係がよくわからない。単に集めるのに便利な場所といったようなこと以外に何かあるのだとすると、はたして「ぎちやう」は毬杖なりや否やと疑わしくなる。されば、橋氏は「正月に打ちたる」の「打つ」を「額打つ」の打つと同義と見るとされて、正月に家々の門に打ちたたてた「松や竹（中略）の類」を「ぎちやう」というのだと説いている。

橋の説明は、『禁中恒例年中行事』の「三毬打は竹と藁にて作り、紙を志めに附たるもの也」の説明と合致する。

現代の「ぎちやう」の注は、北村季吟の『徒然草文段抄』の影響によるものかと思われる。

三毬打と書く心は、むかしは毬打三つたてて作り。いまの爆竹の竹、三本を足に用ゐるも其の形とかや。三毬打も亦同じ心也。

「ぎつちやう」は『角川古語大辞典』には「もとは杖の名称であつたらしいが、次第に遊戲そのものを表わすようになった」とある。

その用例を検討すると、『平家物語 卷第五 奈良炎上』には、又南都には大な球丁の玉をつくつて、これは平相国のかうべとなづけて、「うて、ふめ」などぞ申ける。

また、『義経記 第一』には、

大木の二本ありけるを、一本を清盛と名づけ、一本をば重盛

と名づけ、太刀を抜いて散々に斬り、ふところより、毬打の玉の様な物を二つとり出し、木の枝にかけて、一つをば清盛が首、一つは重盛が首とて懸けられけり。³³⁾

これらを考え合わせると、「毬杖の杖」というよりも、「毬杖の玉」という方が、節会の焼きあげるものとして、より一般的に思われ、より適ったものとなるのではないかと考えられる。

そうなると、近世の注釈『徒然草大全（高田宗賢）』が注目される。

真言院の堂前でこれ（打毬）を行い、この玉を、正月十五日まで用いたしめ縄、松竹を集め、竹を三本たて、たてばそにもとをひろくし、藁を編みかけて焼く。（略）大全の口伝では、真言院の堂前で打った玉を焼き、それを神泉苑の水で消したのもらしいという。³⁴⁾

以上を考えると、この章段における「ぎぢやう」は、「毬杖」の玉を燃やす」とも考えられる。「玉」と考えた方が節会の焼きあげもの、即ち扇子・松飾り・しめ縄及び書き初め等の内容に見合っているように考えられる。

また、左義長の柱及びその飾りを燃やす火祭に対して、ここで「法成就の池」が、その場所を表わすだけでなく、（神泉苑の）池から引く水となっていることも注意したい。

三、「法成就の池」について

「真言院より、神泉苑へ出だして、焼きあぐるなり」とある「真言院」は、田辺爵によれば

安元三年（一一七七）四月焼亡し、永喜四年（一一三三）六月まで再興されなかつた（佐野・松尾）とも、山槐記治承二年（一一七八）正月十四、「真言院末三製畢」とあり、建保三年（一一二五）御修法の伴僧を勤めた深賢私記に「道場之修理遅々之間雨露難_レ凌_レ」などともあるから存在したであろう（橋通積）ともいわれる。³⁵⁾

あるいは、安良岡康作は推測する。

当時の大内裏がすでに荒廃したことを考え合わせれば、この「さぎぢやう」を焼く行事は、朝廷内のことというよりは、京都市民のそれと考えてよいのではあるまいか。そして、真言院に一度集合してから近くの神泉苑の広場に赴き、それを焼き上げて囃し合つたものであろう。³⁶⁾

「真言院」の存在・非存在、更には大内裏の荒廃はともかく、起源的には宮中の年中行事で「後七日の御修法（正月八日から七日間、玉体の安穩、国家の隆盛、万民の豊楽、五穀の成就を祈願して、大内裏の真言院で行われる仏事。前七日の宮中の節会に対して、後という。）が正月八日から七日間、「真言院」で行われた事実があり、真言院が焼亡しても、その関連の行事は行われたと考える。更に、後七日の御修法が正月八日から七日間行われたというのは、後七日の御修法に続く行事としての「さぎぢやう」は御修法明けの行事であるとも考えられる。

宮中の行事は、「後七日の御修法」と平行して、八日から七日間にわたり「御齋会」と「大元帥の法」が行われる。

「御齋会」は、掘池春峰によれば、

大極殿に齋を設けて、本尊・二菩薩・四天王像を設置し、「金

光明最勝王經」を講説して国家の安寧を祈願した法会。天平神護二（七六六）年以後年中行事として恒例化し「年中行事第一の大事」といわれた。（中略）結願の十四日に高德学僧十一人を紫宸殿に招いてさらに論義を行わせたが、これが恒例化していわゆる内論義と称せられた。

「大元帥の法」は、山中裕によれば、

文徳天皇の仁寿一（八五一）年治部省において行われ、以後恒例となった。国家安穩や怨敵調伏する威力のあるものといわれる。天皇の御衣を箱に入れ、緋の綱で結び、蔵人が封をして治部省でお祈りをし、結願の日にもとへ返上する。秘法のため、朝廷のみで行うものであったが、藤原伊周がひそかに行い、その結果、大宰権帥となり、配流されたことは長徳の変として有名である。

宮中の内裏において、正月八日から七日間の間、天皇の身体安穩と国家の安泰・繁栄を祈って三つの行事が行われる。三つの行事はいずれも重要な国家的行事で、長期に渡る。そして、その三つの行事があけた日が「左義長」となる。

徒然草本文の「法成就の池にこそと囃すのは、神泉苑の池をいふなり」とあるのは、西尾実の説明に

『太平記』卷十二、「神泉苑事」の中に、弘法大師が守敏僧都と争って、隆雨に成功した時のことを叙した所に、「法成就の後」とあるように、修法が成功したことにより、弘法の徳をほめ讃えた囃詞はやくしと思われる⁽⁴⁰⁾

として、諸注多少の疑いをはさむも、ほぼこの説に従う。

松尾聡は、同様の説を引きながら、参考として「（この章段は）

さぎちよの起源と、その折のはやしことばのいわれについての説であるが、その当否については確かめ得ない」とする。

三木紀人は、次のように紹介する。

室町時代の『壘囊抄』にはこの段が引用され、「此の説、更に心得られず侍り」とあやしまれている。

田辺爵は、「法成就の池にこそ」このはやしことばの全貌は不明⁽⁴¹⁾とする。

しかし、歴史的に言えば、弘法大師の神泉苑における祈雨は伝説に過ぎない。

貞観八年五月、天台座主安恵による七日間の請雨経法での祈雨（天台座主記）があつてからは、神泉苑はもっぱら祈雨修法の場となり、とりわけ貞観一七年六月の真雅を中心とする請雨経法（三代実録）以後は、東密系の祈雨霊場と化した。

（中略）祖師空海が天長元年（八二四）に神泉苑祈雨を行ったとする伝説も生じ、それが「神泉苑絵巻」としても描かれた。この説を初めて載せるのは「贈大僧正空海和上伝記」（寛平七年成立）で、その後の空海伝の多くに記される。

徒然草のこの章段の説明を疑問とし、否定するのは柳田国男である。その「石神問答」にいう。

『徒然草』の毬杖の説既に如何はしく候（中略）サギチヨウと申す語は何か呪文又は囃詞の一句にては之れ無きや（中略）又ホチヨウジと申すこと例の『徒然草』に法成就の池にこそとはやすと之れ有り候「法成就」に同じとは推察致し候へども此の文字も附会かも知れず候小生もまけぬ氣に一臆説を提出致し候庚申の夜の頌文に彭侯子彭常子命兒子悉入幽冥

之中去難我見と唱へ候こと『拾芥抄』上、『塵添壘囊抄』卷十等に見え候右の三子は即ち三戸虫の名にて候べし人類に迷惑を掛くこと此の三神の如きは少なく候左義長の難詞前後のつき不明故如何とも申し兼ね候へども或は右彭常に立ち去れ云ふのにては之れ無きや庚申を道祖神と申すも久しきことに候へばかたかた由なきに非ず候⁴⁵

私が思うには、本文の「法成就の池」は後の伝説によるこじつけではないかと考える。また、柳田国男の「彭常子」は穿ち過ぎると思う。神泉苑の池の現在の呼び名は、空海伝説に因んだ「法成就の池」であるが、それと並んで呼ばれるのが「放生池」である。私はむしろ単純に「放生の池」が「放生じゅの池」になつたと考へる。

徒然草のこの場面は、「法成就」で弘法大師の徳を讃える場面ではないし、「祈雨」の場面でもない。「天皇の身体安穩と国家の安泰・繁榮」に関わる筈のものである。

「放生」の説明を『古事類苑』で引くと、放生は魚鳥を放ち、其生命を救ふものにて、敏達天皇の世に始て見えたり、六斎日又は法会、忌日、葬式等に之を行ふことと最も多し、而して放生は畜に朝廷の之を行ふのみにあらずて、大臣將軍等権貴のもの、時に之を行ひ、庶人に在りても、事に触れて放生せしことありき殺生禁断も其目的は全く放生と同じくして、亦大抵六斎日、法会、忌日等に行ふものなり、と説明する。

神社の放生会の初めは、八幡神の起りである。宇佐八幡宮で単人征伐に多くの殺生をおこなつたので、大神の託宣により養老

四(七二〇)年に始めたといひ、石清水八幡宮の放生会は宇佐から伝えたものであり、鎌倉の鶴岡八幡宮も文治三(一一八七)年から行われ、後に八月十五日の放生会は八幡宮の大祭となつた。そして特徴的なことは、八幡宮はともに境内に「放生の池」を持つてゐることである。

「神泉苑」を放生の地にしたのは、宇多天皇のために菅原道真が作製した願文による。川口久雄によれば、

「奉^レ勅放^二却鹿鳥^一願」寛文四(八九二)年五月十六日
神泉苑昔累代近遊地也(以下略)

宇多天皇が神泉苑の鹿を比叡の山に放ちやるとき、延暦寺に調布を寄進するおりの願文。(中略)道真が若き宇多天皇の遊獵好きの心を諫止する意がこもつてゐる。

「神泉苑」の歴史においても、変遷があつた。『京都市の地名』によれば、

桓武帝在位六年間に二七回の行幸を数え(略)続く平成天皇は一三回(略)嵯峨天皇二三回(略)これら行幸は、天皇を中心とした皇族・貴族たちの遊宴で、曲宴・観射・花宴・琴歌挿菊・避暑・七夕相撲・賦など(以下略)。

神泉苑は斉衡年間(八五四―八五七)を境に、宗教的色彩を帯び始める。(略)こうした遊宴場から宗教霊場への変化は貞観年間(八五九―八七七)に至つて顕著となる。(略)延長年間(九二二―九三一)以降は(略)高僧たちが相次いで神泉苑に祈雨を行つた。

以上の説明の如く、神泉苑の歴史と内裏の關係は「放生の地」、中央の池は「放生の池」にふさわしいものになつてゐる。

ただし、仮名遣いにおいては「法成就」と「放生」になっており、「法成就」と「放生」の違いがでてくる。『日葡辞書』では「放生会」が「Foyoye」と発音を記す。一方、「法」については「ハウヨ」と「ホウヨ」の二種類の発音があることを記す。

宗教上のきまりを意味する時は合音形ヨ○（中略）宗教以外の面でのきまりを意味する時は閉音形のヨ○という区別が當時あった。

この場面ははやし詞の一節となっており、リズムが加わりイントネーションが変化する場合があるので、厳密に比べることは意味がないかもしれない。それよりも、「放生」はヨ○の音であり、「法」にもヨ○の音があるので、発音としては重なるものがある、ということを押さえておく。

それでは次に、「放生の池」であるとするとするならば、「放生じゆの池」の「じゆ」あるいは「しゆ」とは何かとなる。

これは『日本霊異記 中巻 第五』の題中の語句に「修放生善」（放生の善を修し）とあり、本文中に「修放生業」（放生業を修し）とあるように「放生修」が考えられる。他には、『扶桑略記』に「宣修放生」、「八幡宇佐宮御託宣集」にも「被修放生会」とある。「神泉苑」の説明にも「御霊会を修したりする宗教的行事の場としての色彩を強めるようになった」ともある。それ故に、ここは「放生を修する池（場所）」の意でとらえる。更に同様の意味で、言葉が訛る可能性も入れて「放生所」も候補とする。

さて、本文の「真言院より、神泉苑へ出だしてやきあぐるなり」

であるが、この本文の意味がよくわからない。内裏で左義長を設置して燃やす場所は決まっている。安良岡の「朝廷内のことというよりは、京都市民のそれと考えてよいのではあるまいか」という説を紹介した。しかし、左義長に使う竹は代々山科家が調製し、その数は数十本、数百本の単位である。京都市民の為に融通するとは考えにくい。同様に、内裏で使われた正月用品についてもいえる。単なる物ではなく、内裏で神を祭った祭儀用品なのである。極端に言えば呪具ともいえる。それを市民に与えるということは考えられない。

それでは「二度焼き」の言葉を強調して、「焼く」と「焼きあぐ（げる）」の問題であろうか。徒然草では、「焼く」の例は六例であるが、「焼きあぐ」はこの一例のみである。確かに内裏で焼く左義長の焼け残りの竹二本を、硯の蓋に入れて天皇の御前に差し出した。燃やす左義長の数も、先に掲げた例では「十二三」とあった。燃え残る量も相当なものになる。

民間においては、左義長を燃やす場所が村外れや橋の袂の川岸や海岸で行われる。「焦余る竹を厠の内に挿ば、其家疫なしと、又其灰を屋敷の四面に散せば、蛇近づかず」とする。

高崎正秀の説明によれば、

重要なのは、火の祭の際の「死の灰」(?)の役割であります。さし焔(焼焔)の灰が肥料となって、新しい生命が勢よく目覚めて来るのを見て、古代人は焼かれるものは原形を留めなくなっても、灰に靈魂が凝集して、再起の機会を覗いている、と見たろうというところは疑いありません。埃及の不死鳥は、五百年毎に灰の中から蘇るといいますが、穀神は

一年毎に、死にまた復活する神と信じたのです。⁽⁹⁷⁾

民間では、左義長の燃え残りは全て川(海)に流してしまうのだが、内裏において焼け残りをどうするのか。かなりの量の焼け焦げもしくは灰をゴミとしてやたらに捨てるわけにはいかない(御吉書の一部分である)、流すところもない。それで、焼け焦げを真言院(前)に集めて、次の行動として焼け残りを神泉苑に運んで焼きあげるか水に流すかするのではないか。そして一連の行事が、天皇の健康と国家の安泰というものであるならば、祈雨の儀式ではなく「放生」にかかわる「水祭り」なのではないか、と私は考える。

民間において、焼け残りの灰と水に關して、高崎正秀は

羽後の由利郡の海岸部では、しばらく前までどんどど焼の後の灰を、水にかけて泥にし、子供達が顔一面に塗り、蓑笠を着て夜中に三々五々村の家を訪れる。土足のまま座敷の上って、互いの蓑を撈り合い、踊って引上げてゆく。これを「神様だ」と言つて、後に残つた蓑の塵は、ことごとく拾い集め、それを「福」といって袋に入れて天井に吊しておいたといいます。

(中略)

新潟県東頸城郡松之山村では、正月十五日サイノカミ(尊火の方言)の燃え落ちた炭火を、雪に混じてすみ汁を作り、薬師如来に三度塗つてお祝いをしてから、村人に「お目出度うお目出度う」と言つて塗つて歩く。塗られた人は、一年中無病息災だといふ(略)のは灰の力の大きさ、変若かえりの靈力を見せておられます。

徒然草の本文が断片であるので、これ以上の考察は本文からは難しい。一つの方向の可能性のみの結論となった。

最後に、左義長を焼く時のはやし詞を掲げる。

『守貞漫稿』には、

「トンドジャ、チャンギリコジャ」ト報告シ巡ル(中略)

チャンギリコハ左義長ノ訛、

『年中行事大成』には、

袴肩衣を著たる者五人、並立てこれを囃し、「止牟止也」と

いふ、擢袴著たる者一人、聲に和して「波阿」と云、其由縁を知らず、

『光臺一覽』には、

其稱言は、貴也御法、左義長や御法と、下略、

いづれも断片的であり、徒然草本文のはやし詞との前後関係、及び場面のつながりは不明である。

注

(1) 三木紀人『徒然草(三)』講談社学術文庫一九八二年三二五頁

(2) 松尾聡『徒然草全釈』清水書院二〇〇四年三四一頁

(3) 『角川古語大辞典第二卷』平成十一年再版一五二頁

(4) 西尾実・安良岡康作校注『新訂徒然草』ワイド版岩波文庫二〇〇一年三〇七頁

(5) 注2

(6) 注1

(7) 橋純一校注『徒然草』朝日新聞社昭和五十三年二二〇頁

(8) 石上堅『日本民俗語大辞典』桜楓社昭和五十八年六二〇頁

- (9) 『日本方言大辞典上巻』小学館一九八九年九五八頁
- (10) 注2
- (11) 注8
- (12) 安良岡康作『徒然草全注釈下巻』角川書店昭和四十三年二四四頁
- (13) 武井豊治『古建築辞典』理工学社一九九四年九八頁
- (14) 『建築大辞典』彰国社一九九三年六二六頁
- (15) 小嶋寛『おまつりガイドかながわ』かもめ文庫神奈川新聞社一九九四年一六八頁
- (16) 注8六一頁
- (17) 『古事類苑天部歳時部1巻』「後水尾院當時年中行事」吉川弘文館昭和四十年九三三頁
- (18) 注17「禁中恒例年中行事」九三四頁
- (19) 注17「故實拾要」九三六頁
- (20) 注19
- (21) 注17「禁中恒例年中行事」九三六頁
- (22) 河野多麻校注『日本古典文学大系 宇津保物語一』岩波書店昭和三四年四〇〇頁
- (23) 坪井清足監修『平城京再現』新潮社とんぼの本一九八五年三五頁
- (24) 注12
- (25) 武田祐吉校注『萬葉集上巻』角川文庫昭和四十九年二〇三頁
- (26) 大森志郎『世界大百科事典』平凡社「打毬」の項
- (27) 萩谷朴校注『新潮日本古典集成 枕草子(下)』新潮社昭和五十二年一四頁
- (28) 注7
- (29) 注2
- (30) 注18

- (31) 三谷栄一・峯村文人編『徒然草解釋大成』岩崎書店昭和四十年一〇二九頁
- (32) 高木市之助他校注『日本古典文学大系 平家物語上』岩波書店昭和三四年三八一頁
- (33) 梶原正明校注・訳『日本古典文学全集 義経記』小学館一九七一年五九頁
- (34) 田辺爵『徒然草諸注集成』右文書院昭和三十七年五三三五頁
- (35) 注34
- (36) 注12二四三頁
- (37) 注4
- (38) 堀池春峰『世界大百科事典』平凡社「御齋会」の項
- (39) 山中裕『世界大百科事典』平凡社「大元帥法」の項
- (40) 注4
- (41) 注2
- (42) 注1
- (43) 注34
- (44) 『日本歴史地名大系 第二七巻 京都市の地名』平凡社一九七九年八一三頁
- (45) 柳田国男『石神問答』柳田国男全集15「ちくま文庫一九九〇年一四〇頁
- (46) 注44
- (47) 『古事類苑宗教部二』吉川弘文館昭和四年二二四頁
- (48) 川口久雄校注『日本古典文学大系 菅家文章 菅家後集』岩波書店昭和四一年六〇九頁
- (49) 注44
- (50) 土井忠夫・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店一九八〇年二五八頁
- (51) 注50二五四頁

- (52) 両例とも『古事類苑神祇部三』 吉川弘文館昭和四三年一五四
六頁
- (53) 『角川日本地名大辞典 二六 京都府上巻』昭和五七年八〇
〇頁
- (54) 『大漢和辞典卷五』四八二頁「放生池」の項
- (55) 注24
- (56) 注17 「諸国図會年中行事大成」九三五頁
- (57) 高崎正秀『古典と民俗学(下)』講談社学術文庫昭和五三年
二三九頁
- (58) 注57二四〇・二四二頁
- (59) 注17九四三頁
- (60) 注17九三七頁
- (61) 注17九三七頁

(とくくらいやすひさ 元神奈川県立高等学校長)